

般認可相成候ニ付別紙指令交付方可然御取計相成度此段申進候也

年月日 内務部長

神田区長

割印

東專九三号

社団法人私立中央大学

理事 菊池武夫

明治四十二年七月二十二日付申請其法人定款中変更ノ件認可ス

明治四十二年八月十七日

文部大臣 小松原英太郎

(欄外注記1)

「收受学甲第三八五五号」判決八月二十日、「施行八月二十一日」

(欄外注記2)

「完結」四十二年九月二十九日

35 中央大学商業学科増設にともなう社団法人定款改正

(明治四十二年八月)

(欄外注記1) 明治四十二年八月二十日受

庶務課主任属 岩田九郎

知事

内務部長 (鈴木印)

学務課長 (浜野印)

法人定款改正認可ノ件

西学甲三八五五ノ四

貴区内社団法人私立中央大学ヨリ定款改正ノ件申請致居候処今

(欄外注記1) 明治四十二年七月廿四日受

庶務課主任属 岩田九郎(印)

知事 内務部長 (鈴木印)

学務課長 (浜野印)

社団法人定款変更ノ件

西学甲三八五五ノ二

社団法人私立中央大学ヨリ定款改正願差出候ニ付取調候処不都合ノ廉無之候条書類進達此段副申候也

年月日

知事

文部大臣

(欄外注記2)
進達願

別紙文部大臣宛申請書を通御進達被成下度此段奉願候也

東京市神田区錦町二丁目二番地

社団法人私立中央大学長理事

明治四十二年七月廿二日

菊池武夫 印

東京府知事 阿部 浩 殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十二年七月廿三日

東京市神田区長 小原八十吉 印

申請書

本学ニ於テ從來授業シ来リタル経済学科ヨリ商業学科ヲ分置スルノ主旨ヨリ定款第一条ヲ又社員中地方へ転任ノ者漸次増加致居候ニ付同第十九条ヲ就レモ別紙ノ如ク今回社員総会ノ決議ヲ經テ相改メ候間右認可申請候也

社団法人私立中央大学

学長理事

明治四十二年七月廿二日

菊池武夫 印

文部大臣 小松原英太郎 殿

(欄外注記1)

「収受学申第三八五五号」「判決七月二十六日」「施行七月二十七日」

(欄外注記2)

「収受西学申第三八五五号・四十二年七月二十三日」

〔明治四十二年 文書類寫 学事 雜件 629 B2 10〕